



「たじみ男女共同参画プラン」における位置付け

多治見市では、平成 10 年 2 月に 10 年間の計画期間の「たじみ男女共同参画プラン(以下、「プラン」)」を策定し、以後、平成 20 年に第 2 次プラン、平成 30 年に第 3 次プランを策定しています。

このプランに基づき、性別に関係なく、一人ひとりが尊重される男女共同参画社会の実現をめざして様々な施策を実施しており、本ガイドラインは、その施策の一つとして作成したものです。

ねらい

このガイドラインは、作成する発行物(冊子、チラシ、ポスター、リーフレット等)、音声を含む発信(ホームページ、SNS 等)、写真や映像、実施する事業等が、男女共同参画の意識に基づき、人権を尊重した表現等になっているかどうかを確認し、性別に関わらず人々のあり方をより適切に表現、配慮するための手がかりとして大いに活用されることを目的としています。性別に関わらず、すべての人が個性を発揮できる社会となることを目指しています。

なお、本ガイドラインは、日常生活においての表現等を強制するものではありません。

対象

多治見市をはじめ、市民のみなさまが作成する発行物(冊子、チラシ、ポスター、リーフレット等)、音声を含む発信(ホームページ、SNS 等)、写真や映像、及び実施する事業等を対象とします。

